

## 東京都電子調達システムを活用した 入札金額の内訳書の入力項目について

平成 30 年 4 月 1 日付で東京都財務局「積算基準（建築工事編）」が改正されることに伴い、入力項目の内容を一部変更しますので、お知らせします。

### 1 積算基準の改正内容

ガス工事費について、従来は単独の種目として計上していたものを、直接工事費の 1 科目として取扱います。

### 2 入力項目の変更内容

積算基準の改正に伴い、これまで下記 3 の⑤として扱っていた「ガス工事費」を、①の直接工事費に算入します。

### 3 東京都電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）への入力項目について

- (1) 工事契約の予定価格が 250 万円超の競争入札案件について、入札参加者が入札する際には、電子調達システム上で、積算内訳を直接入力するものとします。
- (2) 積算内訳の入力項目は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等及び⑤発生材（有価物）の売却費等（①から④まで以外の費用）とします。

### 4 電子調達システムへの入力方法

- (1) 3 (2) の①から④までの項目の入力は必須となります。⑤については、案件ごとに異なりますので、指名通知書又は資格確認結果通知書と同時に送付する内訳書を確認の上、積算上必要があれば入力してください。
- (2) 項目①から④まで又は①から⑤までの入力した数値の合計と入力した入札価格が異なる場合や①から④までのいずれかの項目が「0」の場合も送信できません。
- (3) 入札参加者の方は、必ず積算の上、項目の①から⑤まで入力してください。

### 5 適用開始

平成 30 年 4 月 1 日以後に公告等を行う案件から適用します

### 6 その他

落札予定者に求めている詳細な内訳書の提出については、平成 30 年 4 月 1 日以後も従前の方法により実施します。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607